

増刊

公益認定の必要性について

はじめに

平成20年12月1日から、公益法人制度改革に関連する3法が施行された。3法は、今後新たに設立される一般社団法人及び一般財団法人に関する基本法である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、公益法人となるための認定基準を規定した「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」、既存の公益法人や中間法人を新制度に移行させるための調整を行う「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」の施行に伴う関係諸法律の整備

I 一般法人とは

12月1日から、一般社団法人及び一般財団法人の設立が可能となった。これら一般法人の特徴は、持ち主が存在しないこと、剰余金の分配ができないことである。準則主義により登記申請のみで簡単に設立が可能であること、一般社団法人であれば、社員2名と理事1名という小規模な組織で設立可能であること、一般財団法人の場合でも純資産3

00万円で設立可能なことなど、設立の容易さは従来との制度とは大きく異なる。一般社団法人には、社員が存在し、出資をせずに社員となることも可能であるが、出資をすることもできる。しかし、社員は出資しても、その出資の持分を有することにはならない。社員は、理事の選任や定款の変更など法人の運営に関する基本的な方向性を決める役割を担うにすぎない。

公益法人改革の流れでは、公益認定を受けているか否かによる2階建て構造と説明されてきたが、税法上は3階建て構造となる。具体的には、①公益認定を受けた一般法人、②非営利徹底型若しくは共益型の一般法人、③その他の一般法人という分類となる。

公益認定を受けた場合は、非収益事業について課税されないのは当然として、公益目的事業であれば、それが収益事業に該当する場合でも課税されないこととなる。また、公益増進法人に該当することとなり、寄附を受ける場合に寄附者側が寄附金税制で優遇されることとなる。さらに、みなし寄附金制度により、収益事業で稼いだ資金を公益事業へ転用することで実質非課税とされる取扱

公益認定を受けた場合、公益認定を受けることが既定路線のように見受けられる。しかし、一般企業からの寄附金で成り立っている法人や、公益目的事業が収益事業に該当するような場合、若しくは収入の大部分が親子・配当である場合を除いては、公益認定を受けなくても課税上大きな問題は生じないと考えられる。

公益認定を受けるには、公益性に関するチェックだけではなく、収支相償、公益目的事業費率、遊休財産

公益認定は、公益認定時の問題だけでなく、その後要件を満たし続ける必要がある。また、既存の公益法人で、時代の経過と共に公益性が失われてきたものも存在し、公益認定を受けること自体が困難なケースも多くある。考えようによって

等に関する法律」からなる。既存の公益法人が、公益法人であり続けるためには公益認定を改めて受ける必要がある。また、新たに公益法人を立ち上げる場合は、一般法人を設立したうえで公益認定を受けるとのプロセスが必要になる。逆に、既存の公益法人は、公益というしがらみから逃れ在野に下るチャンスでもある。本稿では、新公益法人会計基準や公益認定基準の内容に関してではなく、本当に公益認定を受ける必要があるのか再検討を促しているだけといった観点からまとめてみた。

公益法人改革の流れでは、公益認定を受けているか否かによる2階建て構造と説明されてきたが、税法上は3階建て構造となる。具体的には、①公益認定を受けた一般法人、②非営利徹底型若しくは共益型の一般法人、③その他の一般法人という分類となる。

非営利徹底型と共益型の一般法人は、収益事業については課税されるが、非収益事業には課税されず、寄附金や会費収入などは非課税となる。しかし、寄附者側への優遇措置はなく、みなし寄附金の制度が利用できない点は公益認定を受けた法人に比べて不利な扱いとなる。ただし、非営利徹底型の要件を充足すれば措置法第40条の適用となる点は魅力的である。非営利徹底型の一般法人は、剰余金の分配を行わない旨と剰余財産が国等に帰属することなどを定款に記載し、理事の3分の2以上が身内でないこと等が要求される。共益型の一般法人は、同業者団体のように会員のための共益的活動を行うことを目的とする法人で、一定の要件を満たすことで非営利徹底型と同様に収益事業課税とな

るが、措置法第40条の適用対象とはならない。さて、一般法人の特徴として、剰余金の分配ができないとしたが、現実問題として剰余金の分配が行われず、非営利徹底型や共益型の一般法人は、公益認定のようないないため、特定者への利益供与がなされることも考えられる。そこで、税法上は、公益認定を受けず、かつ非営利徹底型あるいは共益型の要件を満たさない場合に、法人税法上の普通法人と同様、全所得課税を行うこととしている。

既存の公益法人は、公益認定を受けることが既定路線のように見受けられる。しかし、一般企業からの寄附金で成り立っている法人や、公益目的事業が収益事業に該当するような場合、若しくは収入の大部分が親子・配当である場合を除いては、公益認定を受けなくても課税上大きな問題は生じないと考えられる。

公益認定を受けるには、公益性に関するチェックだけではなく、収支相償、公益目的事業費率、遊休財産額などの財務的な要件をクリアする必要がある。収支相償は儲けてはいけないことを意味し、遊休財産額に関する規制は余剰内部留保をしてはいけないことを意味する。つまり、内部留保も持たず、収支もトントンであることを要求し、さらに公益目的事業費率という規制により、収益事業をふんだんに行い公益事業の資金原資とすることすら規制している。もちろん、大きくならずすぎた既存の公益法人等に対する批判を受け

は、その時点での時価純資産額を公益目的事業のために吐き出す必要がある。ただし、公益目的支出計画には期限がないため、時間をかけることで公益目的支出計画策定後の果実部分は手元に残しつつ、行政の監督から外れることも可能であり、自由な運営に移行するチャンスでもある。

公益法人制度改革に関連する3法が施行された。3法は、今後新たに設立される一般社団法人及び一般財団法人に関する基本法である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、公益法人となるための認定基準を規定した「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」、既存の公益法人や中間法人を新制度に移行させるための調整を行う「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行に伴う関係諸法律の整備

等に関する法律」からなる。既存の公益法人が、公益法人であり続けるためには公益認定を改めて受ける必要がある。また、新たに公益法人を立ち上げる場合は、一般法人を設立したうえで公益認定を受けるとのプロセスが必要になる。逆に、既存の公益法人は、公益というしがらみから逃れ在野に下るチャンスでもある。本稿では、新公益法人会計基準や公益認定基準の内容に関してではなく、本当に公益認定を受ける必要があるのか再検討を促しているだけといった観点からまとめてみた。

公益法人改革の流れでは、公益認定を受けているか否かによる2階建て構造と説明されてきたが、税法上は3階建て構造となる。具体的には、①公益認定を受けた一般法人、②非営利徹底型若しくは共益型の一般法人、③その他の一般法人という分類となる。

非営利徹底型と共益型の一般法人は、収益事業については課税されるが、非収益事業には課税されず、寄附金や会費収入などは非課税となる。しかし、寄附者側への優遇措置はなく、みなし寄附金の制度が利用できない点は公益認定を受けた法人に比べて不利な扱いとなる。ただし、非営利徹底型の要件を充足すれば措置法第40条の適用となる点は魅力的である。非営利徹底型の一般法人は、剰余金の分配を行わない旨と剰余財産が国等に帰属することなどを定款に記載し、理事の3分の2以上が身内でないこと等が要求される。共益型の一般法人は、同業者団体のように会員のための共益的活動を行うことを目的とする法人で、一定の要件を満たすことで非営利徹底型と同様に収益事業課税とな

るが、措置法第40条の適用対象とはならない。さて、一般法人の特徴として、剰余金の分配ができないとしたが、現実問題として剰余金の分配が行われず、非営利徹底型や共益型の一般法人は、公益認定のようないないため、特定者への利益供与がなされることも考えられる。そこで、税法上は、公益認定を受けず、かつ非営利徹底型あるいは共益型の要件を満たさない場合に、法人税法上の普通法人と同様、全所得課税を行うこととしている。

既存の公益法人は、公益認定を受けることが既定路線のように見受けられる。しかし、一般企業からの寄附金で成り立っている法人や、公益目的事業が収益事業に該当するような場合、若しくは収入の大部分が親子・配当である場合を除いては、公益認定を受けなくても課税上大きな問題は生じないと考えられる。

公益認定を受けるには、公益性に関するチェックだけではなく、収支相償、公益目的事業費率、遊休財産額などの財務的な要件をクリアする必要がある。収支相償は儲けてはいけないことを意味し、遊休財産額に関する規制は余剰内部留保をしてはいけないことを意味する。つまり、内部留保も持たず、収支もトントンであることを要求し、さらに公益目的事業費率という規制により、収益事業をふんだんに行い公益事業の資金原資とすることすら規制している。もちろん、大きくならずすぎた既存の公益法人等に対する批判を受け

は、その時点での時価純資産額を公益目的事業のために吐き出す必要がある。ただし、公益目的支出計画には期限がないため、時間をかけることで公益目的支出計画策定後の果実部分は手元に残しつつ、行政の監督から外れることも可能であり、自由な運営に移行するチャンスでもある。

はじめに

II 一般法人への課税

III 公益認定の必要性

IV 一般法人の利用法

終わりに



飯田聡一郎 【四谷】

公益法人の話題を中心に述べてきたが、既存の中間法人についても一般法人へ移行することとなる。つまり、一般法人は公益法人の代替としての性格ではなく、営利法人以外の法人として位置づけられる。よって、中間法人が担ってきた、同窓会、親睦団体、同好会などの法人化にも一般法人を利用することとなる。非常に自由な利用法ができるのが一般法人である。NPO法人制度は存続することとなるが、定款変更などの際に認証が必要となる点、社員が10名以上必要である点、乗っ取りのリスクなど、使い勝手の悪さが指摘されていた。一般法人なら、収益事業課税という同じ課税の枠組で、使い勝手が格段によくなるというメリットがある。ただし、均等割の減免制度がないことや、特定者への利益供与があった場合に、会費収入や寄附金収入に課税される全所得課税へ移行するなどのデメリットもある。上記以外にも、持ち株会社的な利用で安定株主を創り出すとか、措置法40条の適用で相続税を軽減するなど、持ち主がいけないという特徴はいろいろな局面で利用価値が期待できる。そして、その設立が容易であることがその利用に拍車をかけると考えられる。